

防府市談合情報対応マニュアル

第1 一般原則

入札に付そうとする建設工事又は入札に付した建設工事について、報道機関、建設業界あるいは住民等から入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）が電話、文書、来訪等によりあった場合には、当該情報を確認の上、直ちに防府市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）において審議するものとする。

1 談合情報の確認

談合情報の確認は、その後の対応等を決める上で大変重要であるため、その内容について、できる限り詳しく聞き取りを行うものとする。

（1）通報者の確認

対応職員は、職、氏名を明らかにし、通報者の住所・氏名・職業・連絡方法等を確認するものとする。

なお、通報者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

（2）通報内容の確認

次の点に留意の上、通報内容をできる限り具体的に確認すること。

① 工事名

② 疑惑の内容

ア いつ（入札談合の疑いのある行為の日時）

イ どこで（入札談合の疑いのある行為の場所）

ウ 誰が（入札談合の疑いのある行為の主体者、直接関係者の氏名。例えば、入札談合の会合出席者氏名）

エ 誰とともに（共同行為者）

オ なぜ

カ どのような方法で（例えば、一定のルールより受注予定者を決めている場合は、そのルールの具体的な内容など）

キ 何をした（誰がいくらで落札することになっているか）

- ③ 情報源はどこか
- ④ 他の機関等への通報状況

(3) 通報者への示唆

- ① 通報内容が具体的に確認できなかった場合は、通報者に対して、今後の調査等ができない旨を示唆するものとする。
- ② 通報内容が具体的に確認できた場合は、通報者に対して必要な調査、措置等を行う旨を伝えるものとする。

2 調書の作成、報告

(1) 通報を受けた課等の長は、通報内容を別添の談合情報聴取書（第1号様式）（以下「談合情報聴取書」という。）により、速やかに委員会事務局（以下「事務局」という。）に報告するものとする。

(2) 事務局は、前記により談合情報の通報を受けた場合には、別添の談合情報報告書（第2号様式）（以下「談合情報報告書」という。）に取りまとめの上、談合情報聴取書とともに、速やかに委員会に報告するものとする。

なお、事務局において、新聞等の報道により談合情報を把握した場合は、報道に基づき、談合情報報告書に取りまとめの上、速やかに委員会に報告するものとする。

3 委員会の招集、審議

(1) 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、事務局から談合情報の報告を受けた場合には、速やかに委員会を招集するものとする。

(2) 委員会は、当該談合情報の信憑性及び次の「第2 通報の時期による具体的な対応」に掲げる手続きによることが適切であるか否かについて、審議するものとする。

4 競争入札審査会委員長への報告

談合情報及びその対応については、その都度速やかに競争入札審査会委員長に報告するものとする。

5 公正取引委員会への通報

委員会の審議を踏まえて、「第2 通報の時期による具体的な対応」

に掲げる手続きによることとした談合情報については、手続きの各段階において、逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通報するものとする。

6 報道機関等への対応

報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合は、事務局を窓口として対応するものとする。

また、談合情報については、報道機関等から求められた場合に限り、公正取引委員会へ報告している旨を明らかにするものとする。

7 警察署との連携

上記5に掲げる談合情報については、平成19年3月1日付で防府警察署と交換した「入札に係る談合情報の連絡等に関する覚書」の定めに従い、防府警察署と緊密な連携を図るものとする。

第2 通報の時期による具体的な対応

談合情報があった場合には、原則として、次により対応するものとする。また、詳細な手続き等については、「第3 個別手続きの手順等」によるものとする。

なお、通報内容が具体的に確認できない場合は、これ以降の対応はしないものとする。

1 入札執行前に談合情報を把握した場合

(1) 公正取引委員会への通報

① 委員会の審議を踏まえて、談合情報の提供があった旨を直ちに公正取引委員会に、別添の談合情報報告書により通報するものとする。

② 追加談合情報、入札の取り止め又は延期等の決定した場合は、逐次かつ速やかに公正取引委員会に通報するものとする。

なお、入札の取り止め又は延期等の決定した場合には、その旨を速やかに入札に参加しようとする者(以下「入札参加業者」)に通知するものとする。

(2) 事情聴取

① 委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札

参加業者及び入札辞退業者に対し、通報内容に基づき、個別に事情聴取を行うものとする。

- ② 事情聴取は、原則として入札検査室長が行い、少なくとも2人以上の職員が立ち会いをするものとする。
- ③ 事情聴取を行う対象者は、原則として契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。
- ④ 事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日の前日までに行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期した上で行うものとする。
- ⑤ 事情聴取の結果については、別添の事情聴取書（第3号様式）（以下「事情聴取書」という。）を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会に送付するものとする。

（3）談合の事実があったと確認できなかった場合の対応

- ① 事情聴取等の結果、談合の事実があったと確認できなかった場合には、事情聴取した全業者から別添の誓約書（第4号様式）（以下「誓約書」という。）を提出させるとともに、入札執行後、談合の事実が明らかと認められた場合には、入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行うものとする。
なお、入札を延期している場合には、解除するとともに、入札参加業者に解除通知を行った後、同様の方法により入札を行うものとする。
- ② 前記①の場合、第1回目の入札に際し、入札参加業者から工事費内訳書を提出させるものとする。
ただし、工事費内訳書の提出を求めていない入札の場合で、入札日に事情聴取を行うなどあらかじめ工事費内訳書の提出を要請する時間的余裕がないときは、発注の遅れによる影響、工事費内訳書のチェックの必要性等を考慮の上、工事費内訳書のチェックを行わずに入札を執行するか、又は工事費内訳書の提出を要請の上、入札日を延期して入札を執行するかのいずれかにより対応するものとする。

なお、入札の際には、積算担当職員（当該工事の積算内容を把握している職員）が立ち会い、工事費内訳書を入念にチェックするとともに、このチェックにおいて、談合の事実があったと認められる場合には、次の「(4) 談合の事実があったと認められる場合の対応」によるものとする。

- ③ 入札終了後、誓約書、入札執行調書、入札書、工事費内訳書の写しを公正取引委員会に送付するものとする。

(4) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

- ① 事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合には、入札の執行を延期し又は取り止めるとともに、その旨を公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第10条の規定により、公正取引委員会への通知を行うものとする。

なお、入札を取り止めた場合は、原則として改めて入札を行うものとする。

- ② 入札を延期した場合又入札を取り止めた場合で、工事費内訳書及び入札書が提出されていた場合は、これらを保管するものとする。

なお、入札を取り止めた場合は、公正取引委員会に写しを送付するものとする。

(5) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠はないが、極めて疑わしい場合は、前記(4)と同様の措置を行うものとする。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合に関する情報があった場合には、既に入札結果等を公表していることから、落札者及び落札金額が閲覧に供されていることに留意しつつ、次の手続きによることが適切か否かを委員会の審議を踏まえて対応するものとする。

(1) 契約締結前の場合

① 公正取引委員会への通報

- ア 談合情報の提供があった旨を直ちに公正取引委員会に談合情報報告書により通報するとともに、併せて入札執行調書及び入札書の写しを送付するものとする。
- イ 入札検査室長は、委員会の審議を踏まえて、落札決定者との契約締結を保留し、その旨を公正取引委員会に通報するとともに、当該工事の落札者に通知するものとする。
- ウ 追加談合情報又は入札無効の決定等を行った場合は、逐次かつ速やかに公正取引委員会に通報するものとする。

② 事情聴取

- ア 委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札を行った者全員（以下「全入札参加業者」）に対して、速やかに事情聴取を行うものとする。
- イ 事情聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会に送付するものとする。

③ 工事費内訳書の提出

入札時に工事費内訳書の提出を求めていない入札の場合は、事情聴取の際に提出させるものとする。

④ 談合の事実があったと確認できなかった場合の対応

- ア 事情聴取等の結果、談合の事実が確認できなかった場合には、全入札参加業者から誓約書を提出させた上で、契約保留を解除し、落札者と契約を締結するものとする。
- イ 誓約書及び工事費内訳書の写しを公正取引委員会に送付するものとする。

⑤ 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

- ア 事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札を無効とし、入札無効及び当該契約の締結の取り止めを落札者及び入札参加業者に通知するものとする。

イ 入札契約適正化法第10条の規定により、速やかに公正取引委員会への通知を行うとともに、関係書類の写しを送付するものとする。

ウ 契約の締結を取り止めた場合は、原則として改めて入札を行いうるものとする。

⑥ 明らかに談合の事実があったと認められる証拠はないが、極めて疑わしい場合

前記④と同様の措置を行うものとする。

(2) 契約締結後の場合

① 公正取引委員会への通報

ア 談合情報の提供があった旨を直ちに公正取引委員会に談合情報報告書により通報するとともに、併せて入札執行調書及び入札書の写しを送付するものとする。

イ 入札検査室長は、委員会の審議を踏まえて、原則として工事を一時中止し、その旨を公正取引委員会に通報するとともに、当該工事の請負業者に通知するものとする。

ウ 追加談合情報、契約の解除等を行った場合には、逐次かつ速やかに公正取引委員会に通報するものとする。

② 事情聴取

ア 委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、全入札参加業者に対して、速やかに事情聴取を行うものとする。

イ 事情聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会に送付するものとする。

③ 工事費内訳書の提出

入札時に工事費内訳書の提出を求めていない入札の場合は、事情聴取の際に提出させるものとする。

④ 談合の事実があったと確認できなかった場合の対応

ア 事情聴取等の結果、談合の事実が確認できなかった場合には、全入札参加業者から誓約書(第5号様式)(以下「誓約書2」)を提出させた上で、工事を一時中止している場合は、そ

の解除を行い、請負業者に工事の再開を指示するものとする。

イ 誓約書2及び工事費内訳書の写しを公正取引委員会に送付するものとする。

⑤ 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

ア 事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、当該工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断するものとする。

イ 原則的には当該契約を解除するが、解除する場合には、工事主管課長等は請負業者にその旨を通知し、出来高検査(打切清算)を行い、請負業者に清算金を支払うとともに、通知書及び出来高検査調書の写しを添付の上、入札検査室長に契約解除の報告をするものとする。

ウ 契約を解除した場合、残りの工事については、新たに入札の手続きを行うものとする。

エ 入札契約適正化法第10条の規定により、速やかに公正取引委員会への通知を行うとともに、関係書類の写しを送付するものとする。

⑥ 明らかに談合の事実があったと認められる証拠はないが、極めて疑わしい場合

前記④と同様の措置を行うものとする。

第3 個別手続の手順等

第2に定める事情聴取等の手続きについては、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

1 報告書

事務局は、談合情報の通報を受けた場合には、情報の内容を談合情報報告書にまとめるものとする。

2 公正取引委員会への通報等

(1) 公正取引委員会への通報等は、別添「談合情報等に関する資料の送付について」(第6号様式)により、入札検査室長名で行う

ものとする。

(2) 公正取引委員会の窓口は、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務局中国支所長である。

(3) その後の調査結果に関する公正取引委員会への通報等は、別添「談合情報等に関する資料の送付について」(第7号様式)により行うものとする。

また、事情聴取から入札までの手続き等を引き続いて行う場合又は事情聴取した全ての業者が談合の疑いを否定した場合には、これらを入札終了後にまとめて送付することができるものとする。

なお、追加談合情報、入札の取り止めの決定又は入札の無効の決定等を行った場合は、公正取引委員会への通報にあわせて、手続きの各段階において、事情聴取書及び工事内訳書、入札書の写し等を送付するものとする。

(4) 入札の取り止めの決定又は入札無効の決定等を行った場合は、入札契約適正化法第10条の規定により、公正取引委員会への通知を行うものとする。

(5) 入札契約適正化法第10条の規定による通知は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に関する手続きについて（平成15年3月10日国地契第94号、国官技第305号、国営計第170号。「第8号様式」）」により行うものとする。

(6) 通報等の内容について、公正取引委員会から問い合わせがあることも予想されるため、事務局及び工事主管課等は提出した資料について的確な対応ができるよう内容を整理しておくものとする。

(7) 公正取引委員会への通報等の後に、公正取引委員会より協力要請があった場合は、事務局を窓口として可能な限り協力するものとする。

(8) 一度提出した入札書、工事内訳書、誓約書については、返還しない旨、全ての入札参加業者にあらかじめ周知するものとする。

3 事情聴取の方法等

(1) 事情聴取は、委員会の複数の委員により行うものとする。

(2) 事情聴取は、対象者全員を集合させ、事情聴取書の質問項目を参考に、1社ずつ面接室に呼び込み、聞き取りを行うものとする。

(3) 事情聴取結果については、事情聴取書を作成するものとする。

4 誓約書の提出等

(1) 誓約書及び誓約書2については、原則として事情聴取の対象者から自主的に提出させるものとする。

(2) 入札の際「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、入札を無効とする旨」の注意を促す場合は、入札執行に係る注意事項（別紙1）を参考に注意事項を読み上げるものとする。

(3) 誓約書を提出したにもかかわらず、その後「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条若しくは第8条」又は「刑法第96条の6第1項若しくは第2項」の違反があったと認められるときは、極めて不誠実な行為とみなし指名停止期間を加重して措置するものとする。

5 工事費内訳書の提出

工事費内訳書の提出に当たっては、第1回の入札において、工事費内訳書を提出させ、積算担当者が談合の形跡があるか入念にチェックの上、開札するものとする。

なお、事情聴取、工事費内訳書のチェック等を迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と工事費内訳書のチェックを並行して実施することができるものとする。

6 指名停止の措置

(1) 調査の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱に基づく措置を行うものとする。

(2) 調査の結果、談合の事実があったと確認できなかった場合及び明らかに談合の事実があったと認められる証拠はないが、極めて疑わしい場合は、原則として関係機関の判断を待って、工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱に基づく措置を行うものとする。

7 その他

このマニュアルにより対応し難い事態が生じた場合は、慎重に対応するものとする。

8 物品調達等の入札に係る談合情報への対応

このマニュアルは、物品調達等の入札に係る談合情報について準用する。

附 則

防府市談合情報対応マニュアル（平成6年12月10日制定）の全部を改正する。

（施行期日）

このマニュアルは、平成15年11月1日から施行する。

附 則（一部改正）

このマニュアルは、平成19年3月1日から施行する。

附 則（一部改正）

このマニュアルは、平成19年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

このマニュアルは、平成20年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

このマニュアルは、平成25年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

このマニュアルは、令和3年4月1日から施行する。

談合情報聴取書

通報を受けた日時	年　月　日 (曜日) 時　分
通報の方法	
通報者の住所 氏名・職業 連絡先等 (報道機関名)	住 所 氏 名 職 業 連絡先 【匿名】 (報道機関名・記者名)
受信者の職・氏名	
工 事 名	
入札(予定)日	
談合の日時(いつ)	
談合場所(どこで)	
参 加 者 等 (誰が・誰と共に)	
談合内容及び結果 (なぜ) (どのような方法で) (何をした)	
情報源はどこか	
談合情報と 通報者の関連は	
他の機関等への 通報状況	
通報者への対応	

談合情報報告書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 (曜日) 時 分
工事名	
入札(予定)日 又は契約日	年 月 日 (曜日) 時 分
情報提供者	• 報道機関 役職・氏名
受信者(役職・氏名等)	
情報内容	
応答の概要	
当該案件の問合せ先	

談合疑義事実報告書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 (曜日) 時 分
工事名	
入札(予定)日又は契約日	年 月 日 (曜日) 時 分
談合があると疑うに足りる事実を申し出た職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部 課 係 (室) ・ 役職 ・ 氏名
談合があると疑うに足りる事実を得た根拠	
当該案件の問合せ先	

※談合があると疑うに足りる事実を得た根拠となる資料等について添付のこと。

事 情 聽 取 書

工 事 名

業 者 名

事情聴取を受けた者

事 情 聽 取 者

日 時

場 所

質 問	聴 取 内 容
1	
2	
3	
4	

誓 約 書

年 月 日

(宛先)

防府市長

入札参加業者

所 在 地

会 社 名

代表者名

(元号) ○○年○○月○○日に入札が執行された○○○○○○○○○工事に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

なお、落札後、同法等に抵触する行為が明らかになった場合は、契約の解除を含め、いかなる措置を行われても異議を申し立てません。

また、この誓約書の写しが公正取引委員会に送付されても異議はありません。

誓 約 書

年 月 日

(宛先)

防府市長

入札参加業者

所 在 地

会 社 名

代表者名

(元号) ○○年○○月○○日に入札が執行された○○○○○○○○○工事に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

なお、同法等に抵触する行為が明らかになった場合は、契約の解除を含め、いかなる措置を行われても異議を申し立てません。

また、この誓約書の写しが公正取引委員会に送付されても異議はありません。

防 入 第 ○○○ 号

○○年(○○○○年)○○月○○日

公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務局中国支所長 様

防府市入札検査室長名

談合情報等に関連する資料の送付について

防府市○○○○部所管の「○○○○○○○○○工事」の入札に係る談
合情報等に関連する資料を、別添のとおり送付いたします。

記

1 談合情報報告書（写し）

又は

談合疑義事実報告書（写し）

防入第〇〇〇号
〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇月〇〇日

公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務局中国支所長 様

防府市入札検査室長名

談合情報等に関する資料の送付について

(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日付けで送付いたしました談合情報等について、その後の調査結果を別添のとおり追加送付いたします。

記

- 1 事情聴取書（写し）
- 2 誓約書（写し）
- 3 工事費内訳書（写し）
- 4 入札書（写し）
- 5 入札執行調書（写し）
- 6 入札に関する連絡（無効、延期、取消し）
- 7 その他関連資料（写し）

防 入 第 ○○○ 号

○○年(○○○○年)○○月○○日

公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務局中国支所長 様

防府市長 印

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
第10条の通知について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に基づき、下記内容のとおり通知します。

記

- 1 談合情報報告書（写し）
- 2 事情聴取書（写し）
- 3 誓約書（写し）
- 4 工事費内訳書（写し）
- 5 入札書（写し）
- 6 入札執行調書（写し）
- 7 入札に関する連絡（無効、延期、取消し）
- 8 その他関連資料（写し）
- 9 法第10条に該当すると疑うに足りる事実について
- 10 本件連絡先

別紙 1

入札執行に係る注意事項

本件入札につきまして談合があったとの通報がありましたが、入札にあたっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」等に抵触することのないよう、厳正なる入札をお願いします。

なお、入札執行後、談合の事実が明らかと認められた場合は、本件入札を無効といたします。